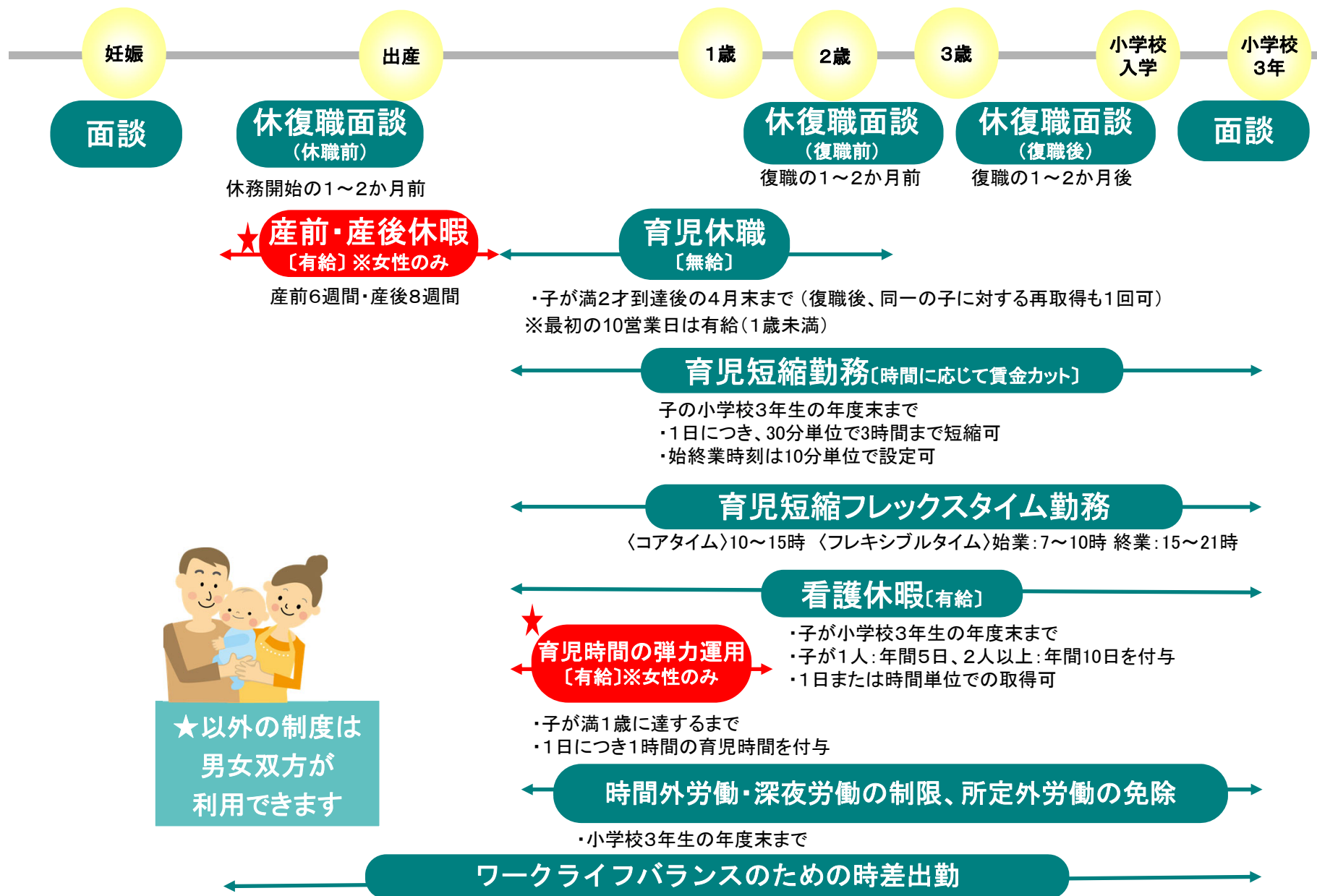


仕事と育児の両立制度支援一覧



仕事と介護の両立制度支援一覧

介護開始

介護終了

休復職面談
(休職前)

休務開始の1~2か月前
(介護休職申請以降で休務開始前)

休復職面談
(休職前)

復職の1~2か月前

休復職面談
(復職後)

復職の1~2か月後

介護休職
[無給]

同一の被介護者に対して通算2年(730日)まで
・回数に制限なし

介護短縮勤務[時間に応じて賃金カット]

介護の必要がなくなるまで
・1日につき、30分単位で3時間短縮可
・始業時刻は10分単位で設定可

介護短縮フレックスタイム勤務

〈コアタイム〉10~15時 〈フレキシブルタイム〉始業:7~10時 終業:15~21時

介護休暇

・介護が必要な家族が1人:年5日、2人以上:年10日を付与
・1日または時間単位での取得可

時間外労働・深夜労働の制限、所定外労働の免除

介護の必要がなくなるまで

ワークライフバランスのための時差出勤



全ての制度を
男女双方が利用できます